

山形県知事

殿

申請者

所在地

〒

名称

代表者 職名・氏名

山形県リサイクル製品認定申請書

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

1	製品名	※1 循環資源及び製造工程が同一の製品は1つの申請とすること。 ※2 製品名が複数ある場合はすべて記載すること。	
2	認定番号	第 号（更新申請の場合は記載すること。）	
3	品目名		
4	製品の主仕様	型番	
5		規格・大きさ・重量等	※ 記載すべき内容が多い場合は、別紙のとおりとして別紙資料を添付してもよい。
6		用途	
7		特徴	
8		製品ホームページ	
9	製造事業所	事業所名	
10		所在地	〒
11	申請担当者	事業所名	
		部署・氏名	
		電話番号	
		FAX番号	
		電子メール	

※ 次の書類等を添付すること。

- (1) 様式第1号の1～様式第1号の3
- (2) 様式第1号の4又は様式第1号の5
- (3) 当該製品の現物又はサンプル
- (4) 当該製品の製造加工フロー図
- (5) 当該製品の説明書、パンフレット、写真等
- (6) 山形県リサイクル製品認定制度認定基準に適合していることを証する書類（日本工業規格（JIS規格）、日本農林規格（JAS規格）等への適合確認証明、有害物溶出試験結果、幼植物試験結果等）
- (7) 申請者及び製造事業所の事業概要を示す書類（会社案内、パンフレット等）

様式第1号の1

山形県リサイクル製品認定申請に係る製品の製造状況

製品名

(更新申請の場合、既認定番号 第 号)

(注) 申請の直近1年間における製造実績（実績がない場合には製造計画）に基づき、製造加工フロー図に記載の数値と整合性がとれるように記載すること。

なお、率の記載については、小数第2位を四捨五入すること。

1 原材料として利用する循環資源の年間利用量等

No.	循環資源の名称	No.	排出元の名称	年間利用量 (単位: __)	
				計	うち山形県内排出量
(1)		①			
		②			
		③			
(2)		①			
		②			
		③			
合 計				(A)	(B)
山形県内排出占有率 (B/A×100)				%	

2 原材料として利用する循環資源の利用率等

内 容	利用量・利用率	単位
循環資源の年間利用量 (C)		
循環資源以外の年間利用量 (D)		
循環資源の利用率 (C/(C+D)×100))		%

※ 利用する循環資源が熔融スラグ又はフライアッシュの場合は次に記載すること。

熔融スラグ (フライアッシュ) の年間利用量 (E)		
細骨材 (フライアッシュ利用の場合はセメント) の年間利用量 (F)		
熔融スラグ (フライアッシュ) の利用率 (E/(E+F)×100))		%

3 製造及び販売に係る知的財産権の取得 (予定) 状況等 (該当するものの□を■に修正すること。)

区 分	No.	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	種 類	特許権	実用新案権	意匠権	著作権	商標権
取 得 (予定) 状 況	有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	取得予定の場合、その時期					
他製品 の侵害 の恐れ	有	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

様式第1号の2

山形県リサイクル製品認定申請に係る製品の品質確保、環境配慮の状況

製品名

(更新申請の場合、既認定番号 第 号)

1 製造・販売に必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他法令に基づく許認可等

No.	種 類	許認可等の番号	許認可等の有効期間	備 考
(1)			～	
(2)			～	
(3)			～	

※ 行が不足する場合は追加して記載すること。

2 製品に適用される法令、条例、日本工業規格等の基準及びそれらへの適合を証する書類

※ 記載例（基準の根拠を記載し、それら基準への適合を証する資料を添付すること。）

- ・〇〇法 第〇条第〇項第〇号に基づく登録…済み 別添資料1 登録証の写しのとおり
- ・公定規格（含有すべき主成分の最小値）…別添資料2 成分分析試験結果のとおり
- ・山形県環境物品等調達基本方針 特定調達物品 下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料…別添資料3 成分分析試験結果のとおり

3 品質管理のための日常点検、定期試験実施等の状況

4 製造事業所に適用される環境法令、条例、協定等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、山形県生活環境の保全等に関する条例等）

※ 記載例（適用法令の名称、具体的な基準値、基準適合状況等を記載すること。）

- ・排気 大気汚染防止法…特定施設の対象外
- ・悪臭 悪臭防止法…A地区（大気中の許容濃度 アンモニア 1ppm）当製造事業所排出アンモニア 0.2ppm

5 自主的な環境管理（該当するものの□を■に修正すること。）

No.	内 容	有	無
(1)	ISO14001の取得	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)	エコアクション21認証・登録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)	環境管理規程の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ (1) ISO14001の取得及び(2) エコアクション21認証・登録のいずれもない場合は、(3)環境管理規程の整備を必ず行うとともに、環境方針のほか具体的な環境目標設定、目標達成のための行動計画を作成すること。

様式第1号の3

山形県リサイクル製品認定申請に係る製品の販売等の状況

製品名

(更新申請の場合、認定番号 第 _____ 号)

(注) 該当するものの□を■に修正すること。

1 消費者相談窓口

No.	区 分	製 品	販 売 (□ 製品と同じ)
(1)	事業所名		
(2)	部 署 名		
(3)	所 在 地	〒 _____	〒 _____
(4)	電話番号		
(5)	FAX番号		
(6)	電子メール		
(7)	相談窓口ホームページ		

2 認定マークの製品への表示方法等

(1)	認定マークの包装等への表示	可	<input type="checkbox"/>
		不可	<input type="checkbox"/>
(2)	認定マークの包装等への表示方法・表示箇所等		
(3)	認定マークの包装等への表示が不可の理由及びその代わりに行う表示等	※ 包装等への表示が不可の場合のみ記載すること。	

※ 認定を受けた事業者は、山形県リサイクル製品認定制度実施要綱に基づき、認定マークを認定時の条件に従って包装等に表示すること。

3 当該製品の販売計画

(1)	主な販売店	<input type="checkbox"/>	申請者
		<input type="checkbox"/>	製造事業所
		<input type="checkbox"/>	その他 (_____)
(2)	主な販売方法		
(3)	主な販売 (予定) 先		
(4)	希望小売価格	税抜 _____ 円 (単位又は規格: _____)	
(5)	販売価格 (標準小売価格)	税抜 _____ 円 (単位又は規格: _____)	
(6)	売上実績のある直近年度の売上 (_____ 年度)	税抜売上額 (単位: 千円)	売上量 (単位: _____)

山形県リサイクル製品認定申請に係る誓約書【法人用】

年 月 日

山形県知事

殿

住所

名称

代表者 職名・氏名

当社及び役員（法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）一同は、次の要件に該当しない者であることを誓約します。

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者

イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しに係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注1) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

山形県リサイクル製品認定申請に係る誓約書【個人用】

年 月 日

山形県知事

殿

住所
氏名

私（政令で定める使用人及び法定代理人を含む。）は、次の要件に該当しない者であることを誓約します。

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当する者

イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

注1) 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表者であるもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

注2) その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者



山形県リサイクル製品認定証

所在地
名称
代表者

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第3条第1項の規定により、
下記のとおり山形県リサイクル製品として認定します。

山形県知事

記

認定番号	第 号
認定製品名	
品目名	
認定開始年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
認定する理由	

山形県知事

殿

届出者

所在地

〒

名称

代表者 職名・氏名

山形県リサイクル認定製品に係る変更届出書

山形県リサイクル認定製品について、認定の申請事項に変更がありましたので、山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第7条第4項の規定により次のとおり変更を届け出ます。

1	認 定 番 号	第 号	
2	認 定 製 品 名		
3	変 更 事 項		
4	変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
5	変 更 の 理 由		
6	変 更 年 月 日	年 月 日	
7	担 氏 名		
8	当 電 話 番 号		
9	者 電 子 メ ー ル		

- ※ 当該製品の認定等に係る次の書類等のうち、当該変更により記載内容等に変更が生じるものをすべて添付すること。
- (1) 様式第1号及び様式第1号の1～様式第1号の3（変更箇所を朱書きで修正すること）
 - (2) 様式第1号の4又は様式第1号の5
 - (3) 当該製品の現物又はサンプル
 - (4) 当該製品の製造加工フロー図（変更箇所を朱書きで修正すること）
 - (5) 当該製品の説明書、パンフレット、写真等
 - (6) 山形県リサイクル製品認定制度認定基準に適合していることを証する書類（日本工業規格（JIS規格）、日本農林規格（JAS規格）等への適合確認証明、有害物溶出試験結果、幼植物試験結果等）
 - (7) 申請者の事業概要を示す書類（会社案内、パンフレット等）
 - (8) 山形県リサイクル製品認定証

山形県知事

殿

届出者

所在地

〒

名 称

代表者 職名・氏名

山形県リサイクル製品認定取下届出書

山形県リサイクル認定製品について、認定を取下げたいので、山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第7条第5項の規定により、認定取下について次のとおり届け出ます。

1	認 定 番 号	第 号
2	認 定 製 品 名	
3	認定の有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
4	取 下 の 理 由	
5	取 下 理 由 の 発 生 年 月 日	年 月 日
6	担 当 者	氏 名
7		電 話 番 号
8		電 子 メ ー ル

※ 山形県リサイクル製品認定証を添付すること。

山形県知事

殿

報告者

所在地

〒

名 称

代表者 職名・氏名

山形県リサイクル認定製品に係る 年度販売状況等報告書

山形県リサイクル製品認定制度実施要綱第11条第1項の規定により、 年度
 (年4月1日から 年3月31日まで) の販売状況等を次のとおり報告します。

1	認 定 番 号	第 号					
2	認 定 製 品 名						
3	販 売 状 況	規 格	税抜販売額 (千円)		販 売 数 量		
				うち山形県 調達分		うち山形県 調達分	単 位
		計					
4	使用者、消費者 の 意 見 等						
5	担 当 者	氏 名					
6		電 話 番 号					
7		電 子 メ ー ル					

※ 認定製品が複数ある場合は、別紙のとおりとして別紙資料を添付してもよい。